

■ 募集 城辺高齢者共同住宅・内海高齢者生活福祉センターの入居者募集

65歳以上の一人暮らしの方、または夫婦のみの世帯で生活に不安を感じておられる方に安心して生活を送っていただくための施設です。

名称	城辺高齢者共同住宅	内海高齢者生活福祉センター
入居募集数	単身世帯用 3室	単身世帯用 1室 夫婦世帯用 2室
入居費用・使用料	月額 15,000円	月額 2,000円～（入居者の年間収入額から算定） 夫婦世帯用は30%増額
敷金	2カ月分の使用料に相当する額	3カ月分の使用料に相当する額
個人負担	食事費用 18,000円 電気使用料 実費負担 共益費 2,000円	食事費用 実費負担（自炊） 電気使用料 実費負担
入居要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛南町内に住所を有すること</li> <li>・現に生活に困窮していることが明らかであること</li> <li>・生活費に充てることができる収入等があり、所定の入居費用が負担できること</li> <li>・自己で日常生活を営むことができること</li> <li>・共同生活に適応できること</li> </ul>	

申込受付期間：10月7日(月)～10月21日(月) 8:30～17:15 ※土日・祝日を除く

申込用紙は高齢者支援課・各支所に備えています。施設の見学を希望される方や、募集の詳細については下記までお問い合わせください。

|| 問：高齢者支援課 電話：72-7325(城辺高齢者共同住宅)  
内海支所 電話：85-0311(内海高齢者生活福祉センター)

■ 募集 甲種防火管理新規講習を実施します

消防法では、多数の人が利用する建物などの火災による被害の防止を図るため、一定規模の防火対象物の管理権限者は、有資格者の中から防火管理者を選任し、防火管理に係る消防計画の作成と、その消防計画に基づく防火管理上必要な業務を行わせなければならないとされています。

そこで、「令和元年度(第39回)甲種防火管理新規講習」を実施しますので、受講希望者は所定の申込用紙に必要事項を記入し、愛南町消防本部へ申し込み、受講票の交付を受けてください(受講定員50人になり次第受付を終了します)。

【令和元年度(第39回)甲種防火管理新規講習】

- ▶日時 11月21日(木) 10:00～16:00  
11月22日(金) 10:00～16:00 ※受付時間は両日とも9:30～9:55
- ▶場所 愛南町消防本部2階大会議室
- ▶受付期間 10月7日(月)～10月18日(金)
- ▶受講料 無料



愛南町  
ホームページ

※ただし、受講の際「防火管理講習テキスト」を使用するため、テキスト代金3,800円が必要です。テキストは当日会場での販売となりますので、お釣りの要らないようご持参ください。また、領収証が必要な方は、受付の際に申し出てください。

- ▶修了証の交付 講習の全課程を修了した者に、修了証(防火管理者資格証)を交付します。

|| 問：消防本部庶務課 電話：72-0112

**お知らせ 重度心身障害者・ひとり親家庭の医療費助成制度についてお知らせします**

	重度心身障害者医療費助成制度	ひとり親家庭医療費助成制度
内容	重度心身障がいの方が医療機関で受診した場合に医療費の一部を助成する制度です。	ひとり親家庭の方が医療機関で受診した場合に医療費の一部を助成する制度です。
対象	①身体障害者手帳 1 級・2 級の交付を受けている方 ②療育手帳 A 判定の交付を受けている方 ③身体障害者手帳 3 級～6 級に該当し、療育手帳 B (医) 判定の交付を受けている方	①ひとり親家庭の親及び 20 歳未満の子 ②ひとり親家庭の 20 歳以上の子で大学等に在学中の方 ③準ひとり親家庭 (祖母と孫、祖父と孫、姉と弟妹、兄と弟妹) ①～③の対象のうち子どもの生計を維持していること、親等に所得税が課税されていないことが条件です。
申請に必要なもの	健康保険証、印鑑、身体障害者手帳または療育手帳、マイナンバー確認書類	健康保険証、印鑑、転入の場合は前住所地の所得課税証明書 (必要となる場合があります)、子が 20 歳以上の場合は在学証明書、戸籍謄本等 (ひとり親であることが確認できるもの)、マイナンバー確認書類 ※前年度非該当の方で、年度が変わり扶養や収入等の増減により所得税が非課税になった場合は、新たに申請が必要です。
病院にかかるとき	医療機関窓口健康保険証と重度心身障害者医療費受給者証を提示してください。 愛媛県外の病院にかかるときは、一旦窓口で医療費を支払い、後日役場の担当窓口で償還払いの申請をしてください。申請期限は診療の翌月から起算して 6 カ月以内です。	医療機関窓口健康保険証とひとり親家庭医療費受給者証を提示してください。
届出が必要なとき	・住所や氏名が変わったとき ・障害認定等級の変更があったとき ・更新手続きのとき など	・住所や氏名が変わったとき ・子どもが 20 歳に達したとき ・更新手続きのとき など
注意事項	他の公的医療制度 (特定疾患、自立支援医療など、国や県の制度) の資格をお持ちの場合は、そちらが優先されますので、医療機関窓口では、「健康保険証、重度心身障害者受給者証」のほか、ご自身がお持ちの受給者証も必ず提示してください。	所得税は当分の間、年少扶養控除等廃止前の規定を適用する経過措置を設けています。所得税の判定は控除廃止前の規定によって再計算するため、源泉徴収票等で課税状態である方も該当する場合がありますので、お気軽にご相談ください。

|| 問：町民課 電話：72-7300

**お知らせ 納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です**

国民年金保険料は、所得税法および地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象は、平成31年1月から令和元年12月までに納められた保険料の全額です(過去の年度分や追納された保険料も含まれます)。また、ご自身の保険料だけでなく、ご家族(配偶者やお子さま等)の国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。このため、平成31年1月1日(火)から令和元年9月30日(月)までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送られる予定ですので、申告書提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。

また、令和元年10月1日(火)から12月31日(火)までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納められた方には、翌年の2月上旬に送られる予定です。

|| 問：宇和島年金事務所 電話：0895-22-5544  
町民課 電話：72-7300

お知らせ 町の平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率等を公表します

町の財政状況は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、4つの財政指標(①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率)で判断されることとなっています。また、この法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表制度を設け、早期の段階で財政の規律強化を図ることを目的としており、今までの普通会計のみならず、特別会計や一部事務組合、第三セクターなども対象としています。

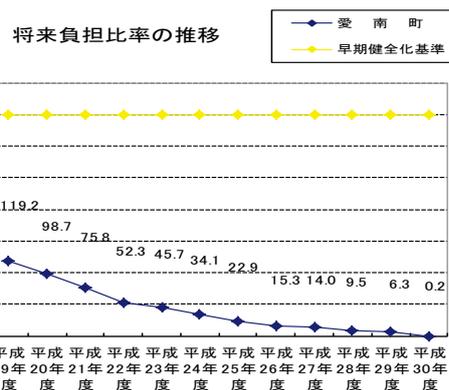
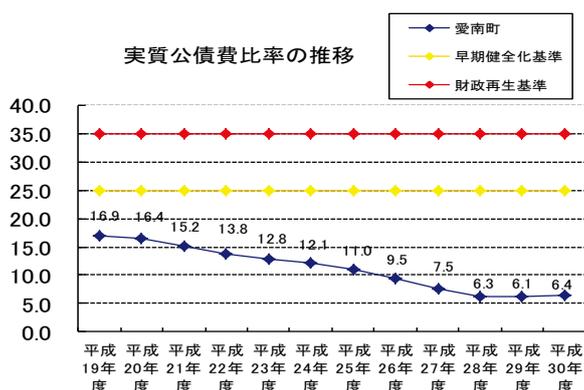
	①実質赤字比率(%)	②連結実質赤字比率(%)	③実質公債費比率(%)	④将来負担比率(%)
平成 30 年度決算(町)	-	-	6.4	0.2
早期健全化基準	13.42	18.42	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

①実質赤字比率	実質収支(赤字の場合)の標準財政規模に対する割合で、黒字であれば実質赤字比率はなしと考えます。 ※実質収支とは、歳入と歳出の差引額から翌年度に繰越すべき財源(繰越明許費等)を控除したものです。
②連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字(または資金不足額)の標準財政規模に対する比率をいいます。
③実質公債費比率	一般会計等が負担する地方債の元利償還金に加え、特別会計や一部事務組合などへの公債費のための繰出金・補助金等(準元利償還金)も含めた実質的な公債費の標準財政規模(元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を除く)に対する比率(3カ年平均)をいいます。
④将来負担比率	地方債現在高や退職手当の負担見込額、第三セクター等に対する債務負担見込額など、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模(元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を除く)に対する比率をいいます。

■標準財政規模：地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう一般財源の総額(規模)です。愛南町における平成30年度の標準財政規模(臨時財政対策債を含む)は、94億8,946万6千円です。

【指標の推移】

※愛南町の指標の数値が、早期健全化基準や財政再生基準を一つでも上回れば、財政健全化計画の策定が義務付けられたり、地方債の起債が制限されたりするようになります。



■資金不足比率(公営企業における指標)

資金不足比率が経営健全化基準を超えた場合は、健全化判断比率が早期健全化基準を超えた場合に準じた対応が求められます。

※資金不足比率とは公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率をいいます。

特別会計の名称	資金不足比率(%)	経営健全化基準(%)
上水道事業会計	-	20.0
病院事業会計	-	
小規模下水道特別会計	-	
浄化槽整備事業特別会計	-	
旅客船特別会計	-	

問：企画財政課 電話：72-7317

10月納税等のお知らせ

下水道使用料	保育所保育料	医療期高齢者保険料	介護保険料	国民健康保険税	町県民税
前月使用分	当月分	4期分/9期	5期分/10期	5期分/10期	3期分/4期

町税を滞納されると本来納めるべき税額のほかに延滞金がかかります。

①町税等、保育所保育料、住宅使用料、住宅共益費、駐車場使用料は毎月、当月分が月末に振替となります。

②下水道使用料は毎月、前月使用分が月末に振替となります。

③下水道使用料の振替日は毎月21日、再振替日は翌月10日です。

※それぞれ右記の該当日が休日の場合は、その翌日が振替日となります。

## ■ お知らせ 住民票等への旧姓(旧氏)併記が可能に

11月5日(火)から、住民票と印鑑証明書、マイナンバーカードに旧姓(旧氏)を併記できるようになります。

住民票等に旧姓(旧氏)を併記したい方は、町民課にお問い合わせください。

|| 問：町民課 電話：72-7300

## ■ お知らせ 消費税増税に伴い使用料等が改定されました

10月から消費税率が10%となったことに伴い、観光施設の使用料などが改定されました。また、水道料金や下水道使用料等も、消費税10%が適用されます。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

|| 問：総務課 電話：72-1211

## ■ お知らせ 長月保育所は来年4月に休園します

長月保育所は、入所児童数の減少により、令和2年4月1日(水)から休園します。保護者や地域の皆さまには、これまでの間、保育所の運営にご協力いただきありがとうございます。

|| 問：保健福祉課 電話：72-1212

## ■ お知らせ 10月15日(火)は児童手当の支給日です

一年間分(10月、2月、6月定期支払)の支払通知書を送付しますので、来年6月の支払いが終了するまで大切に保管してください。

|| 問：保健福祉課 電話：72-1212

## ■ お知らせ 機器更改に伴う役場本庁・各支所の一部業務の停止

住民基本台帳ネットワークシステムの機器更改のため、町民課および各支所で以下の業務が停止となります。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

▶ 停止日時 10月9日(水) 13:00~17:15

▶ 停止する業務

- ・広域交付による住民票の写しの発行
- ・住基カード、マイナンバーカードを利用した転出・転入
- ・マイナンバーカードの交付、券面事項の更新、継続利用等
- ・公的個人認証(電子証明)の発行、更新、失効等

|| 問：町民課 電話：72-7300

## ■ お知らせ 10月は「環境にやさしい買い物キャンペーン」月間です！

あなたのちょっとした行動が社会を変えます。環境にやさしい買い物を始めましょう。

☑ レジ袋を断り、マイバッグ(買い物袋)を使いましょう。

☑ 必要なものを必要なだけ買いましょう。

☑ 「地元産」「旬」の物を選びましょう。

☑ 包装はできるだけ少ないものを選びましょう。

☑ 古紙使用のトイレットペーパーなど、再生品を選びましょう。

☑ 容器が再使用できるものを選びましょう。

☑ 家電などは省資源・省エネルギーのものを選びましょう。

☑ 環境ラベルの有無をチェックしましょう。

|| 問：環境衛生課 電話：72-7316

## ■ お知らせ 軽自動車税の税制が改正されます

税制改正により、10月1日(火)から自動車取得税が廃止され、軽自動車税に新たに「環境性能割」が創設されます。現行の軽自動車税は、「種別割」へと名称が変わります。なお、税率の変更はありません。この改正に伴い、軽自動車税は「環境性能割」と「種別割」の2つで構成されることとなります。

軽自動車税環境性能割の対象となる車両は、10月1日(火)以後に取得した軽自動車で、新車・中古車を問わず課税されます。納税方法については、軽自動車を取得したときに販売店などを通じて納めていただくことになり、従前の自動車取得税と同様です。

また、消費税引き上げに伴う臨時的措置として、10月1日(火)から令和2年9月30日(水)までの間に取得した自家用の軽自動車については、環境性能割の税率が1%軽減されます。詳しくは町ホームページをご覧ください。

|| 問：税務課 電話：72-7301

## ■ 募集 「GT 秋の子ども大収穫祭～全員集合 !!～」

愛南グリーン・ツーリズム推進協議会では、「GT秋の子ども大収穫祭～全員集合 !!～」を開催します。

野菜釣りや竹細工、絵てがみ作りなどの体験をして、楽しく遊びませんか。お昼ごはんは自分でおにぎりを作って食べることができます。

- ▶日時 11月9日(土)  
9:00～12:00
- ▶場所 旧満倉小学校体育館
- ▶体験料 1人500円
- ▶申込先 農業支援センター
- ▶申込締切 10月31日(木)



▶その他 体験内容は変更する場合があります。詳しくはお問い合わせください。

|| 問：農業支援センター 電話：72-7311

## ■ 募集 カミカミクッキング教室

子どもの虫歯予防と歯の健康づくりのために、「かむこと」をテーマにカミカミクッキング教室を実施します。託児もありますのでお気軽にご参加ください。

- ▶日時 11月7日(木) 9:30～11:30
- ▶場所 城辺保健福祉センター
- ▶対象者 未就園児の親子(保護者だけの参加も可)
- ▶内容 かむことに関するお話、かみごたえのあるおやつ作り、エプロンシアター等(こぶたたんぽぽポケットとんぼ)  
※事前に申し込みが必要です。

|| 問：城辺保健福祉センター  
電話：73-7400

## ■ お知らせ 予防接種でインフルエンザ対策を

季節性インフルエンザが流行する時期です。感染予防には、①人ごみに近づかない、②手洗い、③うがい、④マスクの着用、が基本です。また、予防接種が有効です。接種後、ワクチンの免疫ができるまでには2週間ほどかかりますので、早めの接種をしましょう。

### ①高齢者インフルエンザ予防接種事業

▶対象者：65歳以上の方／60～64歳までで病気により身の周りの生活が極度に制限のある方(病気等を証明する障害者手帳等が必要です)

- ▶接種期間：10月15日(火)～12月31日(火)
- ▶接種料金：無料(要事前申し込み・接種券を発行します)



①



②

### ②インフルエンザ予防接種費用補助事業

▶対象者：愛南町に住所のある6カ月以上64歳以下の方  
▶補助額：接種料金実費負担額のうち上限1,000円を補助  
▶申請方法：必要書類をそろえて城辺保健福祉センターか保健福祉課に申請してください。

▶必要書類：①インフルエンザ予防接種補助金交付申請書兼請求書(申請窓口にあります)、②医療機関が発行した領収書の原本(接種者氏名・接種日・予防接種名の記載があるもの)、③印鑑、④振込口座のわかるもの(通帳など)

▶申請期限：予防接種を受けた日から1年以内

|| 問：保健福祉課 電話：72-1212  
城辺保健福祉センター 電話：73-7400



愛媛CATV  
動画

## ■ お知らせ 第8回愛南町の医療にふれる会

8/19-

今年で8回を迎える「愛南町の医療にふれる会」が御荘文化センターで開催され、愛媛大学医学部と順天堂大学医学部の学生計45人や、医療・看護に関心のある南宇和高校生らが参加しました。

参加者は、町内の医師や大学教授、研修医の講演および学生の研究発表を聴講し、地域医療の現状や取り組みを学びました。また、町の食や自然に触れ愛南町への理解を深めました。

町では、今後も地域医療を担う医師や看護師を確保するための取り組みを大学と連携して進めていきます。



|| 問：保健福祉課 電話：72-1212

## ■ お知らせ ナカシマ遺跡(増田)が周知の埋蔵文化財包蔵地に指定されました

令和元年8月21日付けで、ナカシマ遺跡(増田3504番地1)が、新たな周知の埋蔵文化財包蔵地、つまり遺跡として指定されました。

アカホヤ火山灰(約7,300年前に桜島の沖で噴火した火山のもの)が混じる土の下から、ホルンフェルスという石材で作られた石器が出土したことなどから、後期旧石器時代の遺跡として考えられています。



ナカシマ遺跡  
位置図

## ■ お知らせ 平城貝塚第7次発掘調査の成果について

平城貝塚の範囲内における開発に伴い、開発により遺跡の破壊を免れない部分について、記録保存を目的とした発掘調査を実施しました。

調査の結果、縄文時代と中世の土器が出土したほか、建物の柱の跡の可能性が考えられる生活の痕跡を二つ確認することができました。

平城貝塚から中世の土器が出土することは知られていましたが、その頃の生活の痕跡を確認することができたのは今回が初めてで、第7次発掘調査の重要な成果と言えます。

平城貝塚の近くには四国霊場第40番札所観自在寺が所在しますので、寺を中心にした中世の集落の存在をうかがい知ることができます。



中世の柱穴の調査状況



第7次発掘調査完掘状況

埋蔵文化財は、開発行為等により一度破壊されてしまえば取り返しがつかないものです。このため、法律でその保護が規定されており、愛南町では教育委員会がその保護と事務を担っています。

|| 問：生涯学習課  
電話：73-1112

## ■ 催し 愛南まるゴチ秋の味覚祭&リレーマラソンを開催します

今年度は愛南町が合併15周年を迎えるため、例年よりも盛大に開催し、愛南町内外のご当地グルメ、参加型のアトラクション、スペシャルゲストによるステージイベントなど、さまざまな人気企画や新企画を揃え、来場者の方々をおもてなしします。

また、今年もスポーツを連想させる秋にちなんで「愛南まるゴチリレーマラソン」を同時開催します。

幅広い年代にご満足いただけるイベントですので、ご家族、ご友人、職場の仲間をお誘い合わせのうえ、ぜひご来場ください。

▶日時 10月20日(日) 9:00~15:00

▶場所 レクザム愛南工場敷地内  
(愛南町広見2500番地1)



愛南町  
ホームページ

|| 問：商工観光課 電話：72-7315





▼申込み方法 チラシに添付の参加申込書を事務局に提出するか、愛南町ホームページの入力フォームで当日までにお申し込みください（電話、メールでも受け付けます）。

▼参加費 500円（高校生以下は無料）

- 11月16日(土)
    - 松尾越えコース 10km
    - 宿毛・愛南の道コース 22km
    - 受付：7時30分～ 場所：御荘文化センターにて
  - 一本松里の道コース 12km
  - 受付：12時～ 場所：一本松山村開発センターにて
- 11月17日(日)
- 柏坂へんろ道コース 13km
  - 受付：7時30分～ 場所：DE・あ・い・21にて



平成30年に国の史跡に指定された観自在寺道（松尾坂）や柏坂を、心地よい秋の風を感じながら歩いてみませんか？ 柏坂へんろ道コース終了後は、テレビでおなじみの夏井いつき先生の句会ライブをDE・あ・い・21で行います。ぜひ参加ください。

募集  
「トレッキング・ザ・空海あいなん」の参加者募集

「トレッキング・ザ・空海あいなん」のFacebookページを開設しました。イベントの情報などを配信していますのでぜひご覧ください。

Facebookページ→



問：内海公民館  
電話：85-1021 FAX：85-0889  
E-mail：uchiumi-k@town.ainan.ehime.jp

本日!海日和!! vol.107  
「ただ今リサイクル実施中!」



【小瓶の中に住むニジギンポ】

10月20日は、「ひとまわり、ふたまわり」ということで、リサイクルの日らしい。

海の中にもさまざまなものが落ちている。瓶や缶はもちろんのこと、車や船が沈んでいることもある。この落とし物を上手に利用している生き物も多い。

ニジギンポは、本来は岩やサンゴの隙間に住んでいる。体は地味な茶色をしており、全長10cmほどの小さな魚だ。その体の大きさに合った、茶色の小さな瓶がお好みのようだ。瓶に隠れるときは、尾びれを小刻みにふるわせて入り口を

確認し、バックで入っていく。出たり入ったりする様子がモグラたたきのゲームのようで、ずっと見ても飽きない。

このように、うまく利用されたごみはいいが、多くは海を汚している。一人一人がリサイクルのことを考え、美しい愛南の海を後世まで伝えていきたいものである。

(撮影地：中下)

愛南サンゴを守る会 西尾知照 ともてる